

別表六の二（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の15の8第6項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する連結法人が同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「特定対象年度の基準連結所得等金額8」の分子の空欄には、前連結事業年度等（令和2年6月改正前の措置法令（以下「令和2年旧措置法令」といいます。）第39条の48第10項第1号（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する前連結事業年度等をいいます。以下同じです。）の月数を合計した数が同項第1号に規定する特定対象年度（以下「特定対象年度」といいます。）の月数に満たない場合にはその合計した数を記載し、その合計した数がその特定対象年度の月数以上である場合にはその特定対象年度の月数を記載します。
- 3 「前連結事業年度等の基準連結所得等金額の合計額9」は、その連結事業年度が令和2年旧措置法第68条の15の8第6項に規定する合併等事業年度に該当しない場合に限り、記載します。この場合において、特定対象年度開始の日から起算して1年（その特定対象年度が1年に満たない場合には、その特定対象年度の期間）前の日を含む前連結事業年度等にあつては、その前連結事業年度等の月数調整前の別表六の二(四)「8」の金額をその前連結事業年度等の月数で除し、これに同日からその前連結事業年度等の終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額を「前連結事業年度等の月数調整前の(8)」の金額として計算します。
- 4 「各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。
 - (1) その連結事業年度の月数と、「連結事業年度等又は事業年度等11」の「前連結事業年度等②」の月数とが同じ場合
「11」から「17」までの「前一年連結事業年度等特定期間③」の各欄は、記載しません。
 - (2) 「連結事業年度等又は事業年度等11」の「前連結事業年度等②」の月数とその連結事業年度の月数に満たない場合
「12」から「17」までの「前連結事業年度等②」の各欄は、記載しません。
 - (3) 「連結事業年度等又は事業年度等11」の「前連結事業年度等②」の月数とその連結事業年度の月数を超える場合
「11」から「17」までの「前一年連結事業年度等特定期間③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額17」の「前連結事業年度等②」には「差引15」の「前連結事業年度等②」の金額のうち令和2年旧措置法令第39条の48第5項第2号ロに規定する前連結事業年度等特定期間に対応する金額を記載します。
- 5 「継続雇用者に対する給与等の支給額12」は、損金の額に算入される令和2年旧措置法第68条の15の8第6項第1号イに規定する継続雇用者に対する給与等（令和2年旧措置法第68条の15の6第3項第2号（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する給与等をいいます。）の支給額を記載します。